第四十二条の三　法第七十六条の二の二の総務省令で定める場合は、五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局、携帯基地局、陸上移動中継局及び携帯局（第六条第四項第十一号に掲げるものを除く。）が増加することにより無線標定陸上局及び人工衛星局の運用に影響を与えるおそれがあると認められ、かつ、総務大臣が別に告示する条件に適合する場合とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（混信防止機能） **第九条の四**　法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。 ［一～十一　略］ 十二　五・二GHz帯高出力データ通信システム（施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局及び携帯局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能 （小電力データ通信システムの無線局の無線設備） **第四十九条の二十**　小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。 ［一・二　略］ 三　五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの ［イ・ロ　略］ ハ　搬送波の周波数は、次のとおりであること。 ［(1)～(4)　略］ (5)　占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下であつて、次のいずれかの組合せにより二つの搬送波の周波数を同時に使用する場合 ㈠　五、二一〇MHz（五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局が使用する場合を含む。）又は五、二九〇MHz及び五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHz ［㈡　略］ ［ニ～ヲ　略］ ［四～六　略］	（混信防止機能） **第九条の四**　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　五・二GHz帯高出力データ通信システム（施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能 （小電力データ通信システムの無線局の無線設備） **第四十九条の二十**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ ［イ・ロ　同上］ ハ　［同上］ ［(1)～(4)　同上］ (5)　［同上］ ㈠　五、二一〇MHz（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局が使用する場合を含む。）又は五、二九〇MHz及び五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHz ［㈡　同上］ ［ニ～ヲ　同上］ ［四～六　同上］

第四十二条の三　法第七十六条の二の二の総務省令で定める場合は、五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局が増加することにより人工衛星局の運用に影響を与えるおそれがあると認められ、かつ、総務大臣が別に告示する条件に適合する場合とする。